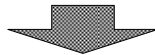


警備業法第 18 条（特定の種別の警備業務の実施） - 平成 17 年 11 月 21 日施行

警備業者は、警備業務（第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するもの〔 1 〕に限る。）のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別（以下単に「種別」という）のものを行うときは、**国家公安委員会規則で定めるところ〔 2 〕**により、その種別ごとに第 23 条第 4 項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。
違反すれば営業停止等の行政処分が科せられる。

- 1 一般でいう空港保安警備業務・施設警備業務・交通誘導警備業務・雑踏警備業務・核燃料物質等危険物運搬警備業務・貴重品運搬警備業務をさす
- 2 下記参照



警備員等の検定等に関する規則 第 2 条（特定の種別の警備業務の実施基準）

【交通誘導警備業務】

- ・ 高速自動車国道、自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合、当該交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格警備員を 1 人以上配置しなければならない。
- ・ 上記のほか、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認められる場合、当該交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格警備員を 1 人以上配置しなければならない。

東京都公安委員会は、21 年 5 月 1 日一般道の検定合格警備員の配置義務路線を公示し 21 年 11 月 1 日から適用されることとなります。適用されますと工事現場等に限らず、配置義務路線に接している駐車場、工事現場等の車両の出入りの警備を行っている場合も適用となります。

検定合格までの諸経費（概算）

項目	特別講習受講の場合 1 回の定員 100 名 合格率 50 ~ 70%	直接検定受講の場合 1 回の定員 30 名
受講料	31,500 円	14,000 円
予備講習	4,200 円	
交通費	4,000 円位	2,000 円位
宿泊費	6,300 円	
合格証明書申請料	10,000 円	10,000 円
各種証明書類	600 円位	600 円位
申請用紙代	400 円	400 円
診断書	5,000 円位	5,000 円位
日当	21,000 円 ~ 30,000 円	7,000 円 ~ 10,000 円
雑費	10,000 円	
合計	93,000 ~ 102,000 円	39,000 ~ 42,000 円